

デジタルマーケットプレイス（DMP） について

デジタルマーケットプレイス（DMP）とは

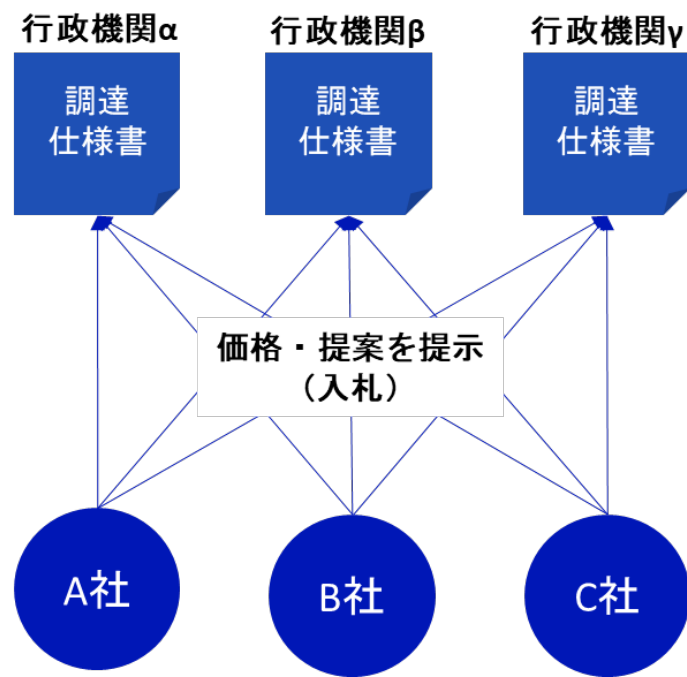
【取組の目的】

行政機関のクラウドソフトウェア（SaaS）調達迅速化と多様なベンダー参入による調達先の多様化

通常の情報システムに関する契約

調達の都度、行政機関の調達仕様に対して、複数社が提案と価格を提示し、両面から最も優れた事業者が落札します。

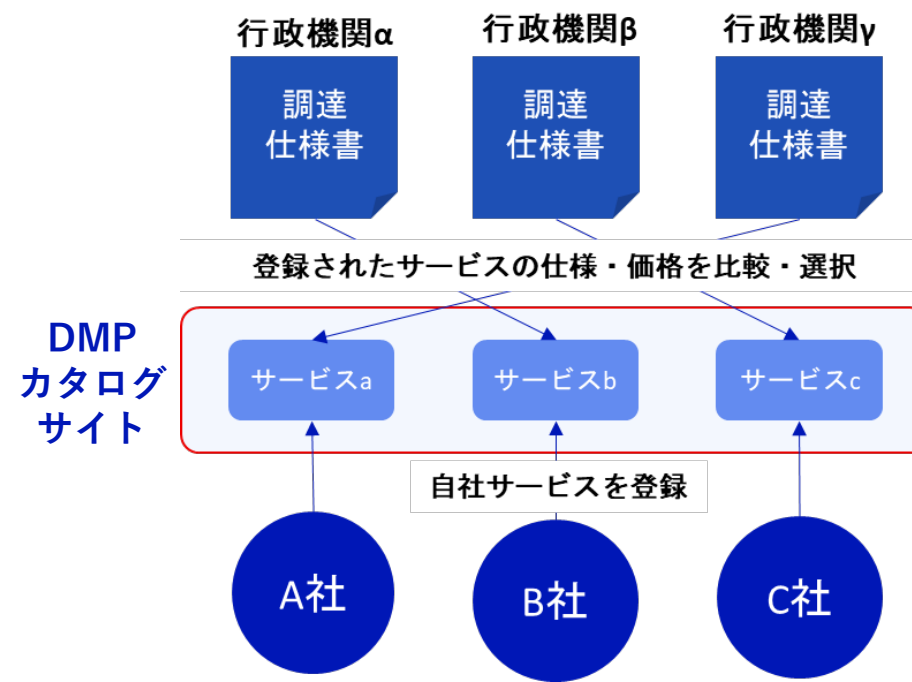
（総合評価方式）



課題：調達期間が長く、手続が官民双方で負担に
参入障壁が高く、市場の透明性が低い

DMPによるIT調達

デジタル庁とあらかじめ基本契約を締結した事業者が、デジタルサービスを登録するサイトを設け、そのサイトより各行政機関が最適なサービスを選択し、個別契約を行う調達手法です。



目指す姿：調達期間を短縮、官民双方で調達を簡素に
市場の透明性を高め、多様な事業者参入を促進

DMP導入による効果

①クラウドソフトウェア市場の可視化・比較を通じて行政機関による迅速・公平な調達を促すとともに、②公共調達を通じた中小・スタートアップも含めたソフトウェア産業振興につなげる効果が期待されています。

現状の課題

行政機関

市場のソフトウェアベンダー情報が限定的であるため、特定のITベンダーに依存されます。より良いサービス導入の機会損失が発生します。調達の手続だけでも通常3ヶ月以上かかり、受託開発が多いため、迅速なシステム導入を実現することが困難です。

事業者

行政機関のサービスニーズが不透明で、営業コストが高い。調達手続が煩雑であるために参入コストが高く、調達プロセスに慣れているITベンダーが調達上有利になります。

DMPの効果

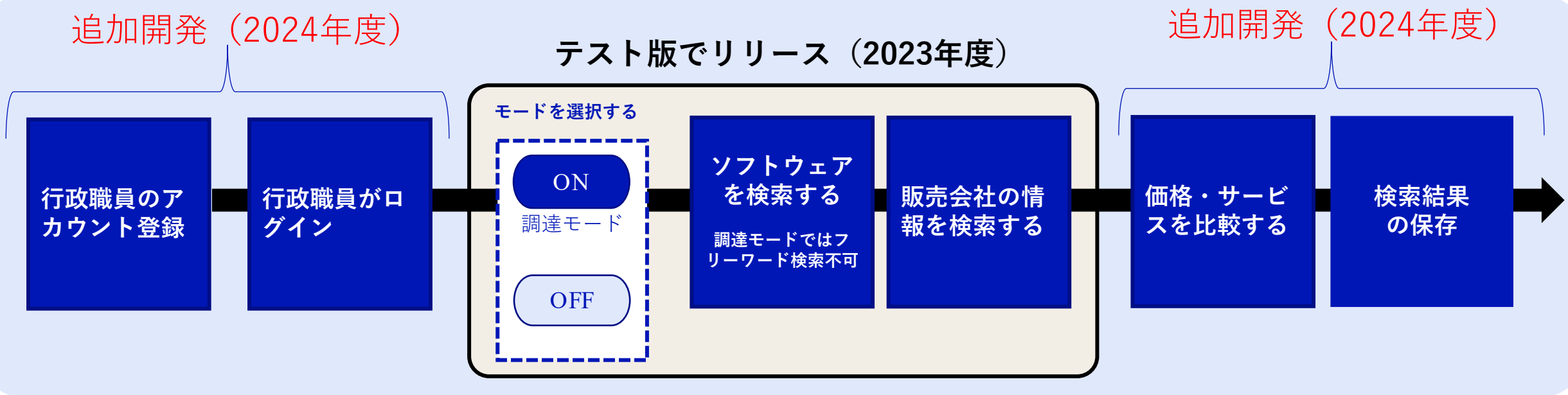
行政機関は、登録されたITサービスから目的にあったものを検索して簡易によりよいサービスを発見できます。クラウドサービスが迅速に調達可能となり、よりアジャイルなソフトウェア導入が可能となります。

サービスを登録することで幅広い行政機関が発見可能となり、低い営業コストで行政機関にリーチしやすくなります。調達プロセスの簡素化により、中小・スタートアップも含む多様なベンダーが公平に公共調達市場にアクセスすることが可能になります。

これまでの経緯

- デジタル庁では**2023年度にDMPテスト版カタログサイト**をリリースしました。
- リリース後に事業者、業界関連団体、行政利用者向けに開催した**ユーザーテスト（ワークショップ）**や**個別のお問い合わせを通じてフィードバック**を吸収しました。
- 上記も踏まえつつ、**行政の利用に不足していた機能も追加開発**を行い、今回**DMP正式版カタログサイト**をリリースしました。

DMP正式版カタログサイトの全体像



DMPで想定する調達対象

IaaS、PaaSについてはガバメントクラウドの取組が進むほか、受託開発におけるDMPの整備は難易度が高いことから、今回はSaaS及びその導入支援を行うリセラーに関する調達をDMPの対象としています。

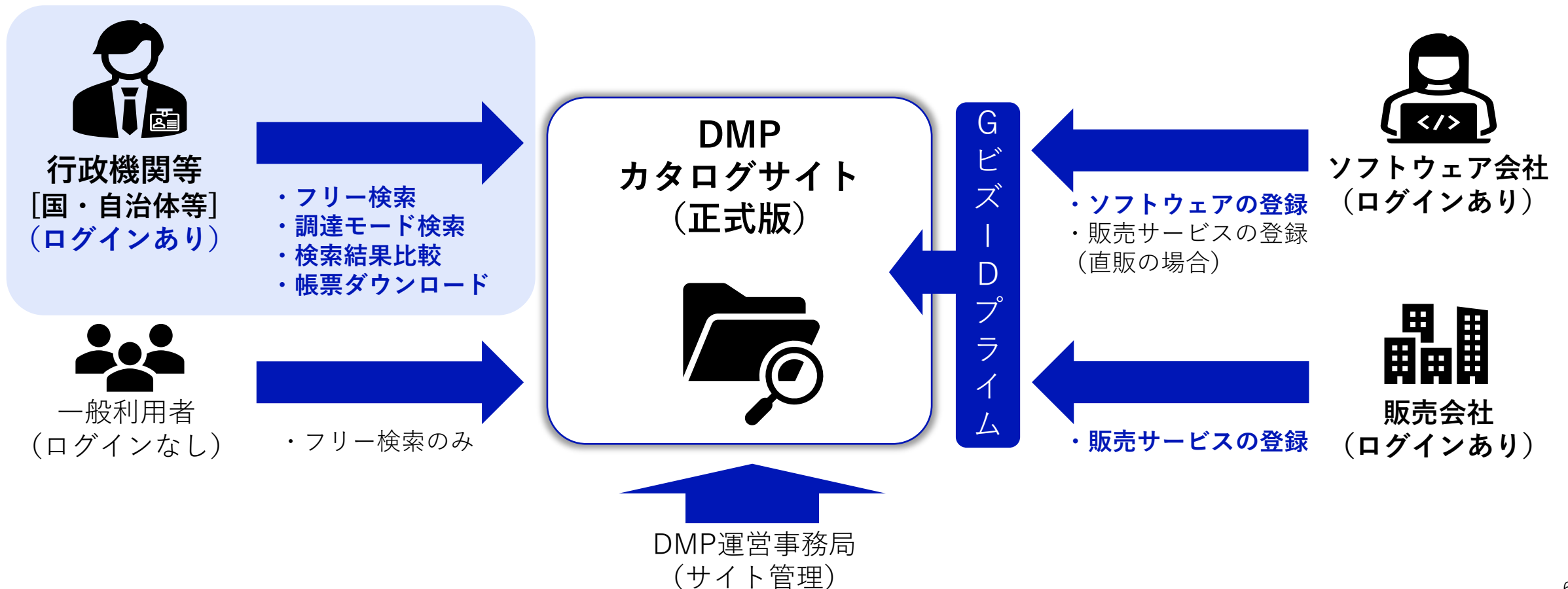
調達対象	政府の調達手法
クラウドソフトウェア（SaaS）	DMPで対応
クラウドサポート（導入支援）	
クラウドホスティング（IaaS, PaaS）	ガバメントクラウド
受託開発・運用・ユーザーリサーチ等	一般競争入札等による調達

【調達対象となるSaaSについて】

- ✓ SaaSとは、事業者等によって定義されたインタフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるものを指す。なお、非業務目的で使用するサービス（ゲーム、エンターテイメント等）は対象外。
ハードウェアを含む調達は対象としない。
- ✓ 事業者による受託開発が必要なSaaS（ローコード開発ツール等）は、ライセンスのみDMPで調達可能。受託開発の役務調達は一般調達で実施することとなる。

DMPカタログサイト（正式版）の利用者とそれぞれの作業

DMPカタログサイトの利用者〔行政利用者、事業者（ソフトウェア会社／販売会社）、一般利用者〕が行う作業は以下のとおりです。



デジタルマーケットプレイスの契約構造（概要）

- (1) まず事業者が、**基本契約**を締結し、DMPカタログサイトにソフトウェア（SW）とサービス（SV）を登録します。
 - (2) 調達を行う行政機関等は**行政機関等向け利用規約**に同意し、DMPカタログサイトへアクセスしSWとSVを閲覧します。
 - (3) 仕様条件を検討の上、検索機能等で対象を絞り込み、候補となる事業者を選定します。
 - (4) 選定した候補事業者の中から、指名競争入札又は随意契約により**個別契約**を行います。
- ※事業者が定めている**約款**についても**個別契約と一体として**、締結することを推奨いたします。

■ 事業者（ソフトウェア会社、販売会社）

(1)基本契約 の締結



ソフトウェア・サービスを登録可能になります

各行政機関等がDMPカタログサイトから調達する前提として、定められた諸条件に沿って提供することを事業者がデジタル庁と事前に「合意」するもの

■ 行政機関等（国・自治体等）

(2)行政機関等 向け利用規約 の同意



調達用機能（調達モード）が利用可能になります

DMP カタログサイト



(3)調達モードによる検索によるソフトウェア・サービスの絞り込み、選定が可能に

(4)個別契約（調達）



事業者

個別契約



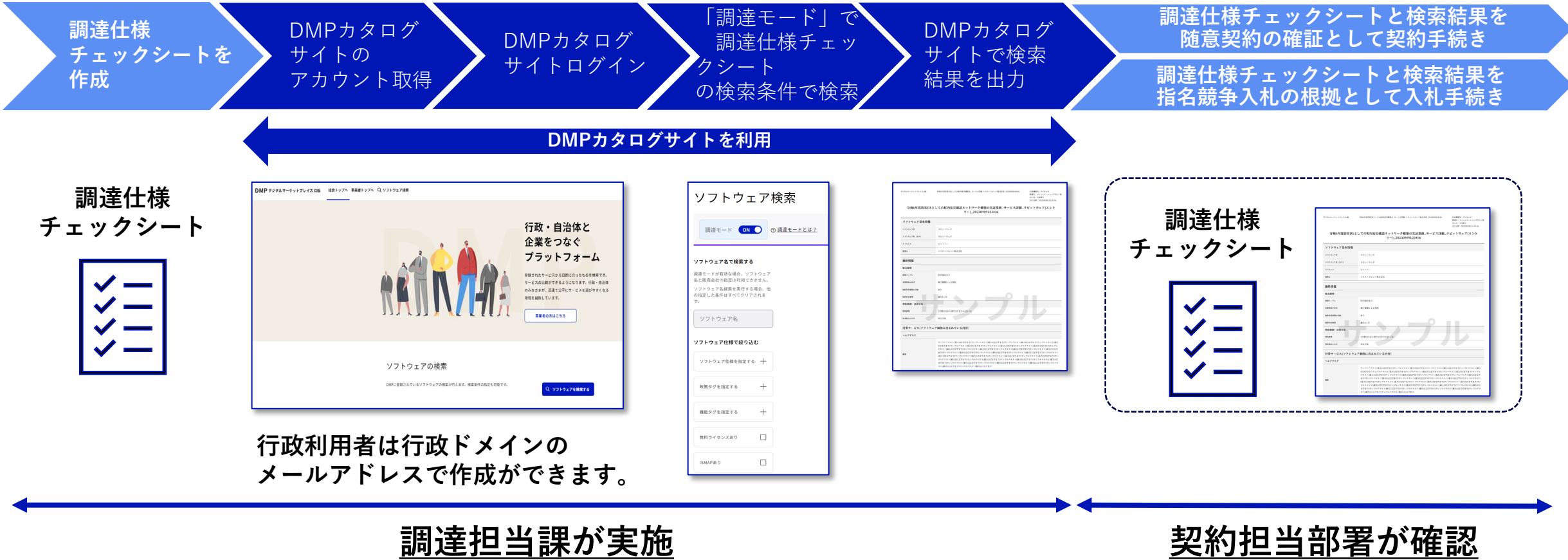
※事業者の定める約款も含まれる

行政機関等



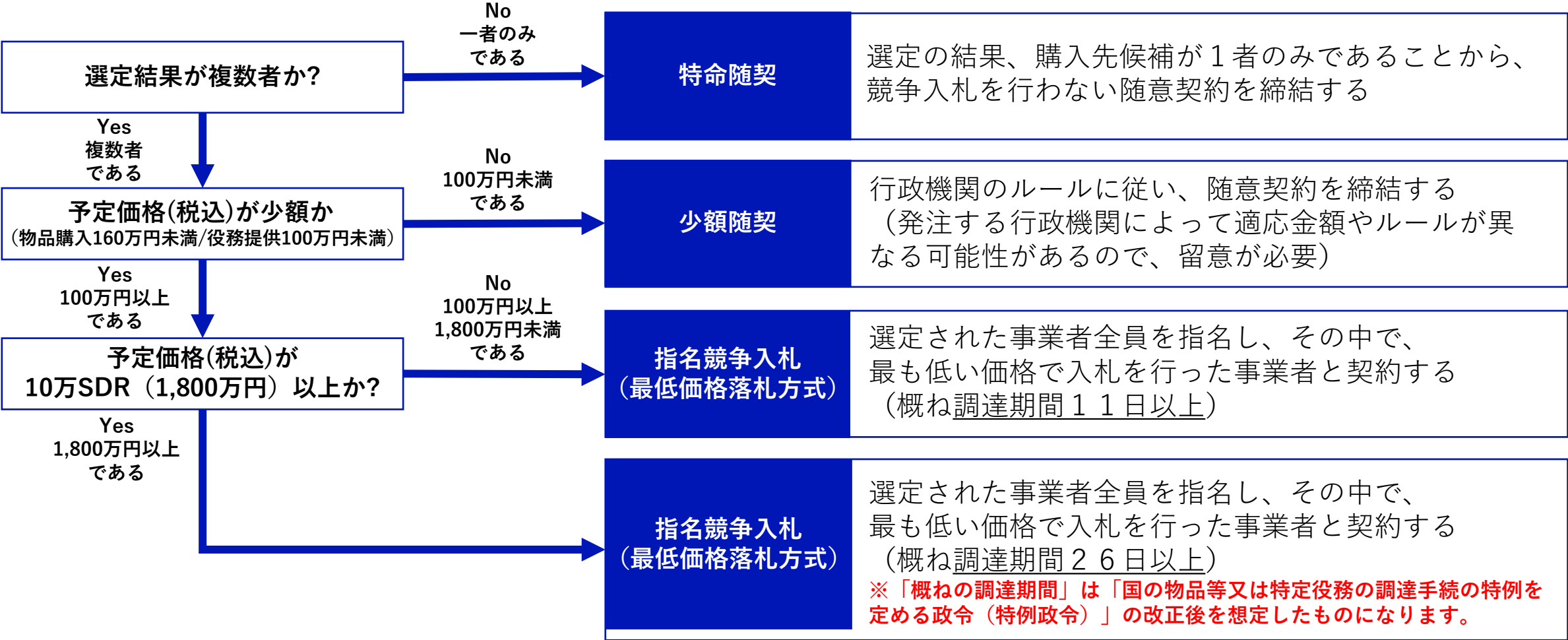
行政利用者の調達プロセス

行政利用者がDMPカタログサイトを利用して調達する際、以下のプロセスを実施することを想定しています。



国の行政機関における個別契約（調達方法）

販売する事業者と調達元（国の行政機関等）の間で個別に契約を結びます。DMPカタログサイトの検索結果を踏まえ、調達方法・契約方法が異なります。（金額は各省庁向け）



ソフトウェアのセキュリティに関する確認について

DMPを利用して調達する場合であっても、以下のとおりセキュリティの考え方は他の調達手段の場合と同様であり、各調達機関においてセキュリティ基準に遵守しているか確認いただくことになる点、ご注意ください。

国の行政機関がソフトウェアを利用して**機密性 2 以上の情報**を取り扱う場合

【原則】ISMAP等クラウドサービスリストに登録されているソフトウェアを調達することとなる。

【例外】政府の管理基準を満たしているかを調達する行政機関の**最高セキュリティ責任者が確認の上、その責任の下で調達する**こととなる。なお、機密性 1 情報のみを取り扱う場合はその限りではありません。

なお、IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せに従い、以下の**5 類型**に当てはまるケースでは、NISCの助言を得た上で調達すること。

- ① 国家安全保障及び治安関係の業務を行うシステム
- ② 機密性の高い情報を取り扱うシステム並びに情報の漏洩及び情報の改ざんによる社会的・経済的混乱を招くおそれのある情報を取り扱うシステム
- ③ 番号制度関係の業務を行うシステム等、個人情報極めて大量に取り扱う業務を行うシステム
- ④ 機能停止等の場合、各省庁における業務遂行に著しい影響を及ぼす基幹業務システム、LAN等の基盤システム
- ⑤ 運営経費が極めて大きいシステム

地方公共団体がソフトウェアを利用して**機密性 2 以上の情報**を取り扱う場合

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）」を参照の上定めた**各地方公共団体の情報セキュリティポリシーに従い、ISMAP等クラウドサービスリストへの登録が推奨されていること認識した上で、**調達ソフトウェアを判断することとなる。

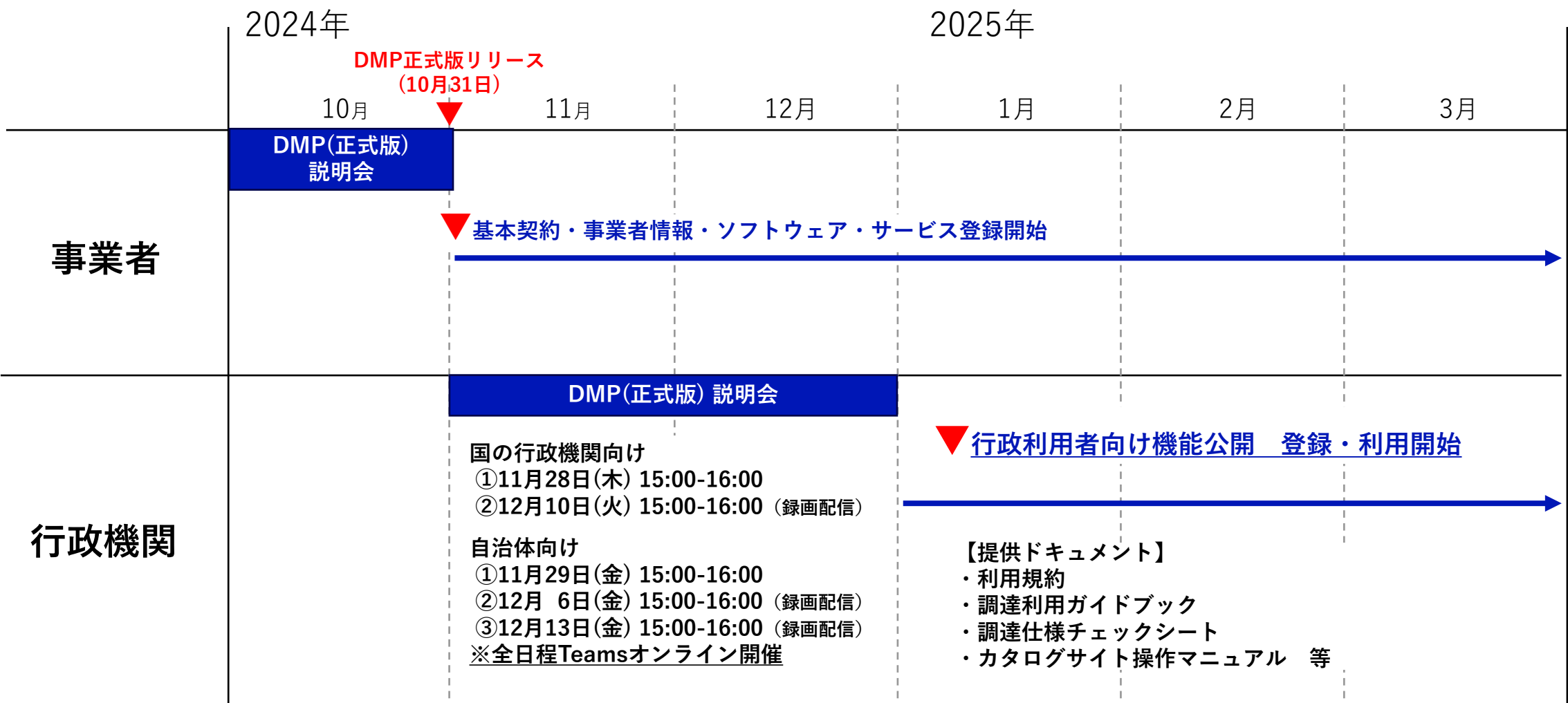
※サプライチェーンリスクの観点からISMAP,ISMAP-LIUに登録されていないソフトウェアについては、以下の情報を登録してもらい、関係行政機関と連携の上、デジタル庁が内容を確認した上で、公開。

ソフトウェア会社に求める登録事項

- ・ 開発委託先がある場合は1次受けまでの事業者の所在地、開発・運用の実施場所、2次受以降の委託先の有無
- ・ データ保管サーバ、アプリケーションサーバ等の提供会社名、リージョン・国等

今後のスケジュール

2025年1月より行政利用者の検索・選定等の利用を開始します。



※現時点の予定となります。

デジタル庁
Digital Agency